

令和5年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和5年6月2日（金） 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室		
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授）	松藤 泰典（大学名誉教授）	
	諏佐 マリ（大学准教授）	柴田 祐二（公認会計士）	

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和5年1月1日 ～ 令和5年3月31日			
審議対象件数	141件			
1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）				
抽出件数	4件	（審議概要） 1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 5 抽出事案について		
建設工事	一般競争 （政府調達協定対象）			2件
	一般競争 （政府調達協定対象外）			1件
	随意契約			0件
建設コンサルタント業務等	1件			
	意見・質問	回 答		
○ 委員からの 意見・質問	【建設工事等発注実績について】 特に意見なし			
○ それに対する 回答等	【指名停止の措置状況について】 特に意見なし			
	【談合疑義案件情報について】 該当案件なし			
	【低入札価格調査情報について】 特に意見なし			

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1 [馬毛島（R 4）飛行管理棟等新設機械工事] 一般競争・政府調達協定対象</p> <p>2 [馬毛島（R 4）飛行管理棟等新設電気その他工事] 一般競争・政府調達協定対象</p> <p>・ 1者応札となった理由と2回入札を行った理由を説明してください。</p> <p>・ 予定価格はどのように積算して設定したのですか。</p> <p>・ 見積書を徴取した業者が1者とのことですが、1者で問題ないのでしょうか。</p>	<p>・ 馬毛島の整備事業は、定期航路がない離島での工事となり交通手段等が限られること、慢性的な技術者不足であり作業員の確保が困難であること、また、公告日時点で環境影響評価の途中であり着手時期が決まっていなかったことから、結果として1者応札になったのではと考えています。</p> <p>入札を2回行った理由は、馬毛島の整備事業の工期が短く、できる限り早期に契約したいという意向もあって、2回目の入札を行ったものです。</p> <p>・ 各種インフラが存在しない離島での工事という観点から、直接工事費の一部について、入札参加者から見積もりを徴取し妥当性を確認のうえ予定価格を算出する「見積活用発注方式」を採用しています。</p> <p>・ 今回の工事は、結果的に1者から見積書を徴取し妥当性を確認した形になってはいますが、その者の見積金額を採用したか否かまでは応札者に対し明らかにしていません。</p> <p>見積活用発注方式を採用し1者応札であった場合、その見積書を排除できる根拠はありません。あくまで積算時の参考とするものとなります。</p>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書において、週休2日制工事の試行対象工事である旨の記載がありますが、これはどのように確認するものでしょうか。 ・ 事業完了時期が決まっている中で出来るだけ不調は避けたいという考えのもと、業界団体等に対し何らかの事前の情報提供はあったのでしょうか。 ・ 諸々の理由により1者応札になることは理解できますが、複数の応札があることが理想なので、今後とも事前の情報提供等に努めて下さい。 <p>3 [健軍外（4）隊舎空調設備改修等機械工事] 一般競争・政府調達協定対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3回目の入札を行った理由は何かですか。 ・ 1者応札となった理由や経緯を説明して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結後に、受注者から作業員の配置に関する計画書の提出を受け、実施状況を確認することになります。週休2日に満たないことが明らかになった場合、事後、減額変更を行うこととなります。 ・ 馬毛島のような大型事案がある場合は、事前に業界団体に出向き、どのような条件であれば参加しやすいかについてヒアリングを実施しているところです。 ・ 承知しました。 ・ 1回目の内訳明細書を確認したところ、経費の部分に大きく乖離が見受けられました。今回の工事は3地区それぞれに細かい改修部分が多くあり、入札参加者がその分多くの経費を計上したのではと考えられたので、あくまで積算基準に基づき経費を計算している旨の補足説明を行いました。 その結果、2回目の入札において金額が大きく下がったため、3回目の入札で予定価格に達するのではと判断したところです。 ・ 民間の大型工事が熊本県内で進行中であり、そちらに技術者を取られていることもあり、1者応札になったのではと考えられます。 また、今回の工事は3地区の改修を合体した工事であり、工期が長く技術者を長期間拘束することになり、結果的に魅力に欠けた工事となってしまったことは否定できません。

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区も違い、工期も違う工事だと、分割して発注しても良かったのではと思いますが、どうでしょうか。 ・ 今後もこのような改修工事は避けられないと思いますので、発注者支援業務を活用するなどの策を講じていただければと思います。 <p>4 [佐世保（4補）非常用発電設備新設等設備その他検討] 一般競争・政府調達協定対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2回入札を行い、最終入札参加者が1者となった事情を教えてください。 ・ 入札参加者数が少ない状況にある中で、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第1項によると、直近下位の級別の格付をされた者を競争に参加させることができる旨の規定となっておりますが、それを適用しなかった理由を教えてください。 ・ 予定価格の算定方法を説明してください。 ・ 見積を徴取した会社が2者ということですが、それはどのような会社でしょうか。また、当該業務に応札してる会社でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事規模については、我々も頭を悩ませているところであり、引続き地元の建設業界へヒアリング等を実施していく等の努力を続けていく予定です。 ・ 承知しました。 ・ 辞退した参加者にヒアリングを行ったところ、当局発注の別の業務を落札し手持ち業務量が手一杯になったという事情から、辞退したとのことでした。 ・ 難易度の高い業務が含まれており、品質確保の観点から「B以下」の業者には難易度が高すぎるのではと判断しました。 ・ 全省庁統一の積算積算に基づいて積算しており、各省各庁特有の事象がある場合は、本省からの運用等に基づき積算しています。 なお、積算基準等がない部分については専門業者2者からの見積を採用しています。 ・ 当局が発注した既設通信線路調査の実績がある会社となります。専門業者の見積になりますので、応札している2者ではありません。

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまで競争入札なのでやむを得ない部分はあるのですが、できるだけ多くの業者が参加できるような資格要件を検討していただければと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の業者以外の参加を排除する意図は無いため、引き続き多くの業者が参加できるような資格要件を考慮したいと思います。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要) なし
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○ 委員からの 意見・質問		意見・質問	回 答
		なし	
○ それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審議概要		<ul style="list-style-type: none"> ・契約件数と落札率、応札率の分析 ・契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・低入札、不調、不成立事案の分析 	
○ 委員からの 意見・質問		意見・質問	回 答
		なし	
○ それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	